

入会規約・利用規約

第一条 名称

本ジムは、完全個室プライベートジム Revive(以下“本ジム”)と総称する。

第二条 目的

本ジムは、入会された方々の心身の健康の育成・維持・増進、及びフィットネスライフの充実、フィットネス業界の振興を図る事を目的とします。

第三条 入会資格

本ジムの入会資格は以下の通りに制定し、その項目に相違がない方とします。

- ①本規約に同意した方。
- ②医師等から運動等を禁止されていない方。(運動に制限がある方はご相談ください)。
- ③伝染病、その他他人に伝染・感染する恐れのある疾患に罹患していない方。
- ④生活習慣病や先天性の持病を抱えている方で、医師から運動等の許可を得ている方。
- ⑤一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を持つ疾患、または運動するにあたりリスクのある疾患、危険な傷害等がない方
- ⑥反社会勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋等)でない方
- ⑦20歳未満の場合、保護者の方から同意を得た方

第四条 入会手続

- (1)当ジムに入会される方は所定の入会手続を行い、当ジムによる審査を受けたいえ、当クラブから承諾を得た時に契約が成立し、当ジムの会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。
- (2)当ジムに入会された方は、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。
- (3)会員様の健康状態により、医師の診断書の提出を求める場合、その指示に速やかに応じるものとします。その求めに応じない場合、当クラブは入会をお断りする事ができます。
- (4)入会后、当ジムから本人確認書類の提示を求める場合、速やかに応じるものとします。当クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、諸費用を支払います。
- (5)未成年の方が入会する場合、親権者の同意を得た上で申し込みを受け付けます。親権者は自らが会員か否にかかわらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
- (6)会員は入会申込に記載した内容が正確で虚偽のない事を保証します。
当ジムは、当該情報が不正確である事によって会員又は第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第5条 届出内容変更手続き

会員は、入会手続又はその他本クラブに届け出た内容に変更があった場合、速やかに変更手続を行うものとします。

第6条 個人情報保護

当ジムはお客様の個人情報を適切かつ安全に管理いたします。

第7条 会員資格譲渡

当ジムの会員資格を他者への譲渡または貸与する事は禁止します。

第8条 諸会費

(1) 会員は、当ジムが定める金額の会費を、指定した方法で支払うものとします。なお、当ジムに重大な過失がある場合を除き、既に支払われた会費の返還には一切応じないものとします。

(2) 会員都合により規約に記載されていない事務処理を行う場合、規約外手数料をお支払いいただきます。

第9条 料金の変更

当ジムは、プラン料金・月会費・チケット料金等の諸費用を諸般の事情により変更することができます。

変更が決まった場合、変更を施行する1ヶ月前から施設で書面での掲示、ホームページへの掲載等にて通知するものとします。

第10条 禁止事項

本ジムの禁止事項は以下の通りとします。

- (1) ジム内での飲食・喫煙
- (2) 勧誘・セールス行為、及びそれに類する行為でスタッフ、他の会員様に迷惑を及ぼす行為
- (3) ペットの同伴
- (4) 外傷、伝染病を患っている方の施設利用
- (5) 無許可での録音・写真・動画の撮影
- (6) 無許可でのアンケート協力などの依頼行為
- (7) 施設内に落書きや造作等の行為
- (8) 他の会員様、スタッフへの暴力行為、または暴言などの威嚇行為
- (9) 当ジムのマシンや施設備品を乱雑に扱う行為、または持ち帰るなどの盗難行為
- (10) 当ジムのスタッフに対する他者への就職あっせん行為、引抜き行為
- (11) 立ち入り禁止区域への立ち入り
- (12) 痴漢・のぞき・露出・唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為
- (13) 刃物などの危険物の持ち込み
- (14) 当ジムの施設内の秩序を乱す行為
- (15) 当ジムの規則及びスタッフの指示に従わない方

(16)その他、当ジムが会員としてふさわしくないと認める行為

第 11 条 予約・予約キャンセル

当ジムは完全予約制のシステムを設けています。

ご来店される際、必ず店舗での事前予約・ネット予約・電話予約を行い、
予約が確定してからご来店ください。

会員が無断でキャンセルした場合、回数制限のある会員は一回分消費とし、その分の返金はいりません。

チケットなど回数制限がない会員は、返金対応はせず、翌月からの利用を禁止とします。

第 12 条 会員資格の喪失

会員は以下の場合にその資格を喪失します。

- (1)退会
- (2)死亡、または失踪宣言を受けた時
- (3)当ジムの定める会費・諸費用を2ヶ月以上滞納した時
- (4)本規約・規則に違反した時
- (5)当ジムの信用、名誉を毀損、または秩序を乱す
- (6)当ジム会員として品位を損なう行動が認められた時
- (7)入会時に虚偽の個人情報を提供したことが後日発覚した時

第 13 条 退会

(1)退会する場合、1ヶ月前に申告していただき、指定の手続きを完了するものとします。また、未払いの会費等がある場合は、会員はそれを支払う義務があります。

(2)退会月の費用は、退会が月の途中でも全額支払うものとします。

第 14 条 営業日及び営業時間

営業日・営業時間については、原則として9～20時、不定休で行いますが、スタッフの都合や予約状況等で変更する場合があります。変更の際は事前に施設で公表します。

第 15 条 休業

当ジムは以下の場合に本施設を休業することができます。

- (1)気象、災害、突発事故、その他やむを得ない理由により当社が必要とした場合
- (2)法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化等が発生した場合
- (3)点検、改修、補修など施設運用に影響すると判断した場合

各項目による休業の場合、会員は当ジムに対し損害賠償等の請求を一切できないものとします。

第16条 閉店

当ジムは、当ジムの判断により本施設を閉店することができます。また、その際当ジムは会員に対し何らの保証も行いません。

第17条 盗難・紛失

当ジムの利用の際に生じた紛失については、当ジムは一切損害賠償の責を負いません。紛失物については発見次第、その日から1ヶ月保管します。1ヶ月を経過した場合、処分致します。

また、食料品その他腐敗による衛生上問題の恐れがある場合、保管期間にかかわらず処分することができます。

第18条 事故

会員は、当ジム内での活動に関して、本規約及びスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとします。

これに従わず傷害等の事故が起っても、当ジム及び指導スタッフに対し一切損害賠償等の訴訟をしないものとします。

第19条 会員の責任

当ジムを利用した際に、当ジムまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が損害賠償の責を負うものとします。

第20条 損害賠償

当ジムは、会員が当ジムを利用している際に会員が受けた損害に対して、当ジムに故意または過失がある場合を除き、損害に対する責を負いません。また、会員同士で起こったトラブル等も、当ジムに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責を負いません。

第21条 監視カメラ設置

トレーニングルーム内に防犯上、安全上の観点から防犯カメラが設置してあります。あらかじめご了承ください。

第21条 規約の改正

当クラブは1ヶ月前に会員に告知・通知することにより、本規約を改正することができます。